

静岡県恩田原スポーツ広場に係る審査基準等の内容

1 申請に対する処分の審査基準の概要

○利用の許可に関する基準

(利用の許可)

第4条 広場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 広場の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

静岡県恩田原スポーツ広場条例第4条第1項の規定による利用の許可に係る審査基準について

1 原則として許可すること

静岡県恩田原スポーツ広場（以下、「広場」といいます。）は、公の施設であるため、その利用を拒むためには、「正当な理由」があることを要します（地方自治法第244条第2項）。また、その利用については「不当な差別的取扱い」をすることが禁止されています（同条第3項）。

そして、静岡県恩田原スポーツ広場条例（令和2年静岡県条例第73号。以下、「条例」といいます。）第5条各号の規定は、広場の利用を拒むことができる「正当な理由」を具体化したものであると解されます。

したがって、広場の利用は、原則として許可するものとします。広場の利用を拒むことができる「正当な理由」があるものとして許可しない場合は、条例第5条各号のいずれかに該当する場合に限られるものとし、また、同条各号のいずれかに該当する場合は、許可しないこととします。

2 許可の判断に当たり考慮する事情

広場の利用の許可の申請があった場合は、その申請に係る申請書の記載に加え、広場を利用しようとする者の性質（個人、団体又は法人の区別、その目的、事業又は活動の内容等）、広場の利用の目的、利用の形態（参加者の人数、性質）等の事情を総合的に考慮して、条例第5条各号のいずれかに該当するかどうか（具体的には、同条第1号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある」かどうか、同条第2号の「広場の管理上支障がある」かどうか、同条第3号の「不相当」であるかどうか）を判断します。

3 条例第5条各号の用語の意義

(1) 条例第5条第1号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある」とは、広場を利用しようとする者に広場を利用させることによって違法な行為又は社会通念に照らして著しく不当な行為が行われる蓋然性が客観的に認められることをいいます（なお、蓋然性が客観的に認められるというためには、そのような事態が「もしかしたら起こるかもしれない」という程度では足りず、客観的な資料に照らして「それなりの確率で起こりうる」と認められることを要します。）。

(2) 条例第5条第2号の「広場の管理上支障がある」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当することのほか、広場を利用しようとする者に広場を利用させることによって、広場の管理に関し放置することができない程度の具体的な支障が生ずる蓋然性が客観的に認められることをいいます。

ア 広場を利用しようとする日時について、既に広場の利用の許可を受けた者がいる場合

イ 災害その他の特別の事情により、広場を利用しようとする日時について、市が広場を利用する必要がある場合

ウ 災害その他の特別の事情により、広場を利用しようとする日時について、市長が広場の利用を休止している場合

(3) 条例第5条第3号の「不適當」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当することのほか、広場の設置の目的に照らし、広場を利用しようとする者に広場を利用させることが適當ではないと認められることをいいます。

ア 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として広場を利用しようとしていると認められるとき。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として広場を利用しようとしていると認められるとき。

ウ 主として営利を図ることを目的として広場を利用しようとしていると認められるとき。

エ 広場を利用しようとする者に広場を利用させることによって静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団が何らかの便益（経済的な利益に限られません。）を受ける蓋然性が客観的に認められるとき。

○使用料の減額又は免除に関する基準

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

静岡市恩田原スポーツ広場条例第7条の規定による使用料の減額又は免除に係る審査基準について

1 静岡市恩田原スポーツ広場条例（令和2年静岡市条例第73号。以下、「条例」といい

ます。) 第7条の「特別の理由」があるかどうかを判断するための基準を定めるとともに、「特別の理由」があると認めるときに、使用料の減額又は免除のいずれを選択するかを判断するための基準を定めます。

2 使用料の額は、施設の維持管理に要する費用の額や利用によって受ける便益の程度等の事情を考慮して、広場を利用する者に負担させることが相当な額として定められています。

したがって、広場を利用する者は、原則として使用料を負担しなければならず(条例第6条)、例外的に使用料の減額又は免除をすることができるのは、広場を利用する者に使用料の全部又は一部を負担させないことが相当であるというべき特別の事情がある場合に限られると考えられます。

3 そのため、「特別の理由」があるかどうかは、使用料の減額又は免除の申請に係る申請書の記載に加え、広場を利用する者の性質(個人、団体又は法人の区別、その目的、事業又は活動の内容、規模、負担能力等)、広場の利用の目的等の事情を総合的に考慮して、広場を利用する者に使用料の全部又は一部を負担させないことが相当であるというべき特別の事情があると認められるかどうかによって判断します。

4 当分の間、条例第7条の「特別の理由」があると認める場合は、使用料を免除することとし、減額はしないこととします。なお、今後、広場の利用の状況、使用料の減額又は免除の申請の状況等を考慮して、減額をすべき場合があるかどうかを検討することとします。

○使用料の還付に関する基準

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

静岡市恩田原スポーツ広場条例第8条ただし書の規定による使用料の還付に係る審査基準について

1 静岡市恩田原スポーツ広場条例(令和2年静岡市条例第73号。以下、「条例」といいます。)第8条のいずれかに該当するかどうかを判断するための基準を定めるとともに、同条各号のいずれかに該当する場合に、還付する使用料が全部又は一部かどうかを判断

するための基準を定めます。

- 2 条例第8条第1号の「利用者の責めに帰することができない理由」があるかどうかは、使用料の還付の申請書の記載に加え、広場や広場周辺の状況等を総合的に考慮して、広場を利用する者に全部又は一部を還付することが相当であるというべき特別の事情があると認められるかどうかによって判断します。
- 3 条例第8条第2号の「相当の理由」があるかどうかは、使用料の還付の申請書の記載に加え、広場や広場周辺の状況や広場を利用する者の性質（団体又は法人の区別、その目的、事業又は活動の内容、規模、負担能力等）、広場の利用の目的の事情等を総合的に考慮して、広場を利用する者に全部又は一部を還付することが相当であるというべき特別の事情があると認められるかどうかによって判断します。

2 不利益処分の処分基準の概要

○利用の許可の取消し等に関する基準

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

静岡市恩田原スポーツ広場条例第10条の規定による利用の許可の取消し等に係る処分基準について

1 処分基準として定める内容

静岡市恩田原スポーツ広場条例（令和2年静岡市条例第73号。以下、「条例」といいます。）第10条各号のいずれかに該当するかどうか及び同条各号のいずれかに該当する場合に同条の規定による処分をするかどうかを判断するための基準を定めるとともに、同条の規定による処分をする場合に①利用の許可の条件の変更、②利用の停止又は③利用の許可の取消しのいずれをするかを判断するための基準を定めます。

2 条例第10条第1号の用語の意義

条例第10条第1号の「この条例又はこの条例に基づく規則」とは、静岡市恩田原スポーツ広場（以下、「広場」といいます。）の利用の許可を受けた者を名宛人とする条例又は静岡市恩田原スポーツ広場条例施行規則（令和2年静岡市規則第 号）の規定をいいます。

3 条例第10条第2号に掲げる場合の判断に当たり考慮する事情

条例第10条第2号が引用する条例第5条各号のいずれかに該当するかどうか（具体的には、同条第1号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある」かどうか、同条第2号の「広場の管理上支障がある」かどうか、同条第3号の「不適當」であるかどうか）は、広場の利用の許可を受けた者の性質（個人、団体又は法人の区別、その目的、事業又は活動の内容等）、広場の利用の目的、利用の形態（参加者の人数、性質）等の事情を総合的に考慮して判断します。

4 条例第10条第2号が引用する条例第5条各号の用語の意義

- (1) 条例第10条第2号が引用する条例第5条第1号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある」とは、広場の利用の許可を受けた者に広場を利用させることによって違法な行為又は社会通念に照らして著しく不当な行為が行われる蓋然性が客観的に認められることをいいます（なお、蓋然性が客観的に認められるというためには、そのような事態が「もしかしたら起こるかもしれない」という程度では足りず、客観的な資料に照らして「それなりの確率で起こりうる」と認められることを要します。）。
- (2) 条例第10条第2号が引用する条例第5条第2号の「広場の管理上支障がある」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当することのほか、広場の利用の許可を受けた者に広場を利用させることによって、広場の管理に関し放置することができない程度の具体的な支障が生ずる蓋然性が客観的に認められることをいいます。
 - ア 災害その他の特別の事情により、広場を利用しようとする日時について、市が広場を利用する必要性が生じた場合
 - イ 災害その他の特別の事情により、広場を利用しようとする日時について、市長が広場の利用を休止する必要性が生じた場合
- (3) 条例第10条第2号が引用する条例第5条第3号の「不適當」とは、次に掲げる場合のいずれかに該当することのほか、広場の設置の目的に照らし、広場の利用の許可を受けた者に広場を利用させることが適當ではないと認められることをいいます。
 - ア 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として広場を利用しようとしていると認められるとき。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として広場を利用しようとしていると認められるとき。
 - ウ 主として営利を図ることを目的として広場を利用しようとしていると認められるとき。
 - エ 広場の利用の許可を受けた者に広場を利用させることによって静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団が何らかの便益（経済的な利益に限られません。）を受ける蓋然性が客観的に認められるとき。

5 条例第10条第3号の用語の意義

条例第10条第3号の「市長が必要があると認めるとき」とは、広場の利用の許可を受けた者にその許可の内容のとおり広場を利用させることに具体的な支障が生じており、その支障を生じさせた事情を考慮すると、同条の規定による処分をする必要があると客観的に認められる場合をいいます。

- 6 条例第10条各号のいずれかに該当する場合の同条の規定による処分の判断の枠組み
- (1) 条例第10条第1号に該当する場合であっても、その違反の態様に加え、その違反に至るまでの経緯、広場の利用の許可を受けた者の性質（個人、団体又は法人の区別、その目的、事業又は活動の内容等）又は態度、広場の利用の目的、利用の形態（参加者の人数、性質）等の事情を総合的に考慮して、広場の利用の許可を受けた者に対する口頭による指導その他の方法によりその違反を是正することができる認められる場合又は同条の規定による処分をしないことが相当であると認められる特別の事情がある場合は、同条の規定による処分をしないものとします。
 - (2) 条例第10条第2号が引用する条例第5条各号のいずれかに該当する場合又は条例第10条第3号に該当する場合は、同条の規定による処分をしないことが相当であると認められる特別の事情がある場合を除き、同条の規定による処分をするものとします。
 - (3) 条例第10条の規定による処分をする場合に①利用の許可の条件の変更、②利用の停止又は③利用の許可の取消しのいずれをするかを判断するに当たっては、処分に至るまでの経緯、広場の利用の許可を受けた者の性質（個人、団体又は法人の区別、その目的、事業又は活動の内容等）又は態度、広場の利用の目的、利用の形態（参加者の人数、性質）等の事情を総合的に考慮して、これらの処分をすることによりどのような効果が生ずることが予想されるかを比較検討した上で、その目的を達成するために必要と考えられる処分のうち、最も軽微な処分を選択するものとします。